

令和6年度 個別避難計画作成推進業務委託仕様書

1 委託件名

令和6年度 個別避難計画作成推進業務委託

2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号（市民局 防災・危機管理部 地域防災課）

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 目的

令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、災害時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の個別避難計画（以下「計画」という。）の作成が市町村の努力義務とされ、さらに優先度が高いと判断される要支援者については市町村が主体となり取り組むこととされている。

優先度が高い要支援者については、日頃から福祉分野との関係性が強いいため、要支援者の状況等を把握しているケアマネジャー、相談支援専門員等の福祉専門職（以下「福祉専門職」という。）が所属する福祉事業所と連携して計画作成に取り組むもの。

5 計画作成対象者数等

対象となる要支援者及び要支援者名簿に記す情報が記載された計画書並びにその者が利用する福祉事業所の一覧は、市から提供する。

(1) 計画作成対象となる要支援者数

500人

※計画作成実績が500人を下回る場合には作成件数に応じた契約変更を行う。

(2) 対象となる福祉事業所数

約200事業所のうち対象となる要支援者が利用する福祉事業所

6 委託内容

本業務委託の目的に基づき、以下の内容を実施すること。

(1) 福祉事業所への働きかけ、計画作成支援等

① 福祉専門職が所属する福祉事業所を対象に、計画作成に必要な情報を伝えるための説明会の実施

※必要に応じ、動画配信等による実施も可能とする。

② ①に必要な資料等の準備（計画作成者向けマニュアルの作成含む。）

③ 福祉事業所による計画作成の支援及び進捗管理

④ 計画作成に係る福祉事業所からの相談窓口の設置

(2) 福祉事業所から提出を受けた計画の確認・管理等

- ① 福祉事業所から提出を受けた計画は、以下の項目の確認を行うこと。
 - ・ 避難先・避難支援等実施者等、計画に必要な内容が全て記載されているか
 - ・ 避難支援等実施者・避難予定場所を福祉施設等としている場合に、施設との調整はできているか
 - ・ 実効性のある計画となっているか
 - ・ 要支援者本人又は後見人等に説明しているか
- ② 福祉事業所から提出を受けた計画の管理
計画については紛失等に十分に注意し、個人情報に記載されていることを理解したうえで厳重に管理すること。
- ③ 避難先の調整について
福祉事業所から避難先の検討について相談があった際は、調整すること。
- ④ 避難先を福祉避難所とする場合の対応
市と調整のうえ、福祉避難所への受け入れについて、福祉避難所と協議し、検討すること。
- ⑤ 福祉事業所への報酬・事務経費の支払い
福祉事業所から提出された計画に不備等ない場合には、1件あたり7,000円の報酬・事務経費を福祉事業所へ支払うものとする。

(3) 市への計画提出

福祉事業所から受託者に提出があった計画は月毎に取りまとめ、翌月10日（土・日・祝日の場合はその翌日）までに、本市へ提出することとし、計画の内容等に不備があり、修正等が必要な場合には市の指示に従うこと。

7 事業スケジュール及び実施体制等

- (1) 契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出すること。
提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時、市に報告すること。
- (2) 本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

8 納入成果物

- (1) 納入期限
令和7年3月31日
- (2) 納品物
業務報告書 及び 福祉事業所から提出を受けた計画
- (3) 納品場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号（市民局 防災・危機管理部 地域防災課）

9 本委託業務の支払いについて

- (1) 委託料の支払いは、履行確認後、1回払いとする。
- (2) 事業完了後は、業務完了報告書を市に提出すること。
- (3) 計画作成数に応じて、契約変更する場合がある。

10 個人情報取り扱い、守秘義務等

- (1) 受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するにあたり、別途定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 福祉事業所等の第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させること。

11 その他特記事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、福岡市市民局防災・危機管理部地域防災課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 受託者は、本書に定めるもののほか、福岡市契約事務規則その他関係法令等の定めるところに従わなければならない。
- (3) 本業務の遂行において、受託者が第三者へ損害を与えた場合、その損害が受託者の故意または重大な過失により生じた場合には、受託者の責任において損害を賠償すること。
- (4) 本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は、本市の指示のもと、本業務終了日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継ぎに伴う移行等に必要となる構成要素を円滑に提供できるようにすること。

12 問合せ先

福岡市役所 市民局 防災・危機管理部 地域防災課

担当：避難支援係 ●●

TEL：092-711-4156 / FAX：092-733-5861

メール：chiikibousai.CAB@city.fukuoka.lg.jp